

平成18年(ワ)第2218号

原告 成田国際空港株式会社

被告 市東孝雄

更新意見書

千葉地方裁判所民事第2部合議A係 御中

2015年6月15日

被告訴訟代理人弁護士

葉 山 岳 夫

同

一 濑 敬 一

同

廣 濑 理 夫

同

大 口 昭 彦

同

遠 藤 憲 一

同

久 保 田 理 子

同

長 谷 川 直 彦

同

藤 田 正 人

同

西 村 正 治

同

浅 野 史 生

同

吉 田 哲 也

(目次)

第1 総説	3 頁
第2 被告の賃借地は、甲30の収用裁決申請図等の記載内容及びその作成 経緯からみても関係土地図A・BでありE1・Bではない	7 頁
第3 甲15等の航空写真に写った石橋屋敷林の存在は、41番9（E1の 土地）が石橋賃借地であり市東賃借地でないことを裏付けている	10 頁
第4 元永メモは1988年3月当時の訴外東市の南台41番の小作地に 関する供述を記載したもので、甲42の1の恣意的解釈を許さない重 要資料である	13 頁
第5 甲42の1は甲8、甲9の偽造・錯誤を惹起したが、訴外藤崎から の聴取結果（乙76の1、2）はこれを裏付けている	24 頁
第6 甲8及び甲9の文書は偽造または錯誤により無効である	28 頁
第7 原告は本件文書提出命令に従わず、よって甲8及び甲9の文書は偽造 または錯誤により無効と認定されるべきである	35 頁
第8 南台農地北側のC・Dの土地については、被告の賃借権の設定または 時効取得が認められる	40 頁
(別紙一覧)	44 頁

(以下、余白)

第1 総説

1 本件訴訟は、2011年から2014年にかけて実質審理が停止した。しかしながら、この間の文書提出命令申立事件はきわめて重大かつ貴重な成果を被告側にもたらした。その概略は後述するが、この点で非常に有意義であった。この点を第一に指摘したい。

2 本件裁判は、東京高等裁判所第19民事部における千葉県知事の解約許可処分取消し裁判とこれに基づく市東孝雄氏の命である農地強奪裁判と密接不可分の関係にある。

すなわち千葉県知事の小作契約解約処分も農地明渡請求裁判も、いずれも市東孝雄氏らが亡き萩原進反対同盟事務局次長らと当初から賃借農地の位置が違うことを強く訴えて、事実調査を要求したことを無視して、南台の賃借地を偽造された、または錯誤により無効である同意書、確認書に基づいて、あえて、誤って特定した上で手続きを強行するという根本的、決定的な事実誤認をおかしているものである。

すなわち1984年地積測量図（甲16）と青柳晃教土地家屋調査士作成実測図（乙9の1）とを組み合わせた「関係土地図」（別紙1）のA部分が本来の賃借地であるにもかかわらず本件ではこれを不法耕作地と言いなして明渡しを求めるという途方もない違法訴訟を提起している。

耕作者を保護し、現況主義をとる農地法の関連事件において、現地調査を怠り、原告の主張をまるのみにして、耕作者の現地調査の要請を無視した許可処分は南台、天神峰の双方についていちじるしい違法をおかしたもので無効もしくは取消されるべきものである。

3 2011年（平成23年）10月24日付文書提出命令申立てに伴い基本事件平成18年（ワ）第2218号すなわち本件事件は、進行を停止したが上記平成23年（モ）第305号事件については、2012年（平成24年）10月5日貴民事第2部白石裁判長外による決定が下された。

上記決定では、同意書（甲8）、賃借地境界確認書（甲9）、地積測量図等の作成、入手、保管経緯等に関する交渉記録等の提出命令を求めた部分等に

については、申立てが却下された。

しかしながら、上記提出命令に基づいて提出された「藤崎正吉からの事情聴取結果」(乙84)、「藤崎政吉所有地(事件番号91)の取扱いについて(案)」(乙85)、「藤崎政吉氏との打合せ概要」(乙86)が提出された。乙85の本文及び添付資料5-1、5-2、5-3は後述のとおり、原告の従前の主張をくつがえす驚くべき内容であった。

上記平成23年(モ)第305号事件にかかる平成24年(ラ)第2571号抗告事件において東京高等裁判所第8民事部高世三郎裁判長外は2013年(平成25年)3月26日一部差戻しの決定を下した。その中で「インカメラ対象文書中に非提示文書が存在するものと一応認められる」と判示して原告の非協力、消極的態度を批判した。その上で貴部岸日出夫裁判長外は2013年(平成25年)12月9日同意書、賃借地境界確認書、地積測量図等に関する交渉記録等の提出を原告に命じた(平成25年(モ)第128号)。

しかし、原告はこの決定が確定したにもかかわらず提出を拒否している。信義、誠実の原則(民訴法1条)にもとる、とうてい許しがたい不公正きわまる態度である。原告がこのまま訴訟を追行すること自体が許されないほどの重大事態である。上記決定においては「相手方が提示命令に従わないということは提示命令に従って提示すると相手方に不利益な判断」「がされることを予期しているためであると考えざるを得ず」と強く批判されている。同意書、賃借地境界確認書、地積測量図が偽造ないし錯誤により無効なものであることがあります明らかになったものというべきである。

4 原告は準備書面(8)で市東家の耕作地の変遷につき上記関係土地図および1984年地積測量図(甲16)に基づき別紙図面①ないし⑥で図示した。

このうち1969年(昭和44年)以降の耕作地の変遷については、おおむね被告主張と一致するが原告は、1950年(昭和25年)の市東氏耕作地については別紙図面①で41番8(B部分)と41番9(E1部分)であるという全く誤った主張、作図をしていた。

しかるに上記提出命令に基づき提出された文書目録2「62.10.20空港公団、「藤崎政吉所有地(事件番号91)の取扱いについて(案)」(乙85)添付の資料5-2の航空測量写真に書き込んだ「小作位置図」(当面の耕作地)(昭和13

年～45年）では、A部分とB部分が被告主張のとおり、市東東市耕作地と明記されており、資料5-1は甲16の図面に被告主張のとおりの場所に「市東耕作地」と明記されている。

資料5-3には、昭和46年～現在（昭和62年と推認される）までの市東耕作地が図示されている（ただし、D部分につき「不法耕作地」と記載されているのは、被告主張とは異なる）。

以上のとおりA部分とB部分が当初からの被告側の賃借、耕作地であったとする主張は、原告側資料によっても明証された。

これらの事実は、同意書（甲8）、賃借地境界確認書（甲9）各添付の地積測量図のそれぞれが偽造であること、または錯誤により無効であることを上記文書提出命令に対する原告の文書不提出の事実とあいまって、ますます明確に立証するものである。

5 さらに、市東東市氏の代から引き続き耕作しているその他の農地部分CD部分についての賃借権の設定または時効取得の事実につき、適正、公正な審理の上で認定されるべきである。

6 後に提出する準備書面で詳述するが、そもそも原告は、南台41番の農地の所有権を取得していないのである。

原告会社は、土地売買契約書（甲36）、千葉県知事の平成18年9月21日付許可書（甲10）等を提出して、原告が本件農地を取得したとしているが、原告会社（公団）が農地所有者藤崎政吉から1988年4月12日小作地の底地を取得するに際して、小作権者市東東市に全く秘密裡に、すなわち、小作権者について一切の同意なく小作地の底地を取得したものである。

小作権者の同意がなければ農地を空港用地に転用すること自体が農地法18条（当時）によって法的に不可能であった。それにもかかわらず、小作権者の同意がなければ転用できない農地について、これをも転用のための農地売買だと強弁して、農地法5条の県知事の許可が不要だから、小作権者の同意も不要だという、理不尽きわまる違法をおかして取得したものである。

また原告は、敷地外農地を農地法5条の県知事の許可なしで取得したり、長年不在地主であったことなど農地買収は農地法6条違反の限りを尽くして

いる。

すなわち、原告（公団）の農地取得は、農地法 5 条、新東京国際空港用地事務取扱規程 38 条（甲 45）、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱、憲法 29 条、31 条に違反した小作地底地の取得であり、所有権取得自体が無効である。また、転用できない農地を農地のまま取得し、市東東市、被告市東孝雄をして、小作料を藤崎政吉に支払わせていたのであるから原告の本件農地取得は、農地法 3 条に完全に違反する、無効の売買である。

さらに、この売買による取得を原因として農地法 20 条 2 項 2 号に該当するとして、小作権者被告市東孝雄氏の同意を得ることなく、賃貸借契約の解約許可申請をなしたことも違憲、違法であり、かつ、県知事がこれを許可したこと自体も違憲、違法である。

平行滑走路用地取得については、あらゆる意味で、強制的手段をとらないことを、原告会社（公団）も千葉県知事も公的に確約したが、これに真っ向から違反して提起したのが、本件訴訟である。

本件は違憲、違法な公用収用の一環であり、裁判所を収用委員会の代行機関として利用する違憲、違法な手続きである。

7 原告の違法事由は、以上に総括的に述べた事由に止まらない。代理人以下の事項を含む事項につき、貴裁判所が公正、適正、慎重な審議を追行され、間違っても国策裁判を強行して、正義をふみにじることのないよう厳重に要請する。

（以下、余白）

第2 被告の賃借地は、甲30の収用裁決申請図等の記載内容及びその作成 経緯からみても関係土地図A・BでありE1・Bではない

1 本件賃借地の位置を特定するのに無視してはならないのは、1970年当時の空港公団が強制収用のために作成した図面である。

(1) 本件土地は、成田空港建設当初、強制収用手続きでの取得がもくろまれていた。

強制収用手続きにより取得するためには、収用裁決申請書に、土地調書、物権調書を添付しなければならない（土地収用法40条1項、36条）。

土地調書には、土地所有者の氏名、住所はもとより、土地の面積、収用対象面積、「土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容」を記載し、実測平面図を添付することとされている（37条）。

そして、土地所有者及び関係人を立ち会わせて署名押印させなければならないのである（36条の2 1項）。

土地収用は、他人の権利を強制的に取り上げる手続きであるから、このように極めて厳格な手続きが要求されているのである。

(2) ところが、原告空港会社は「昭和45年の裁決申請、昭和48年の明け渡し裁決申立時に南台41の土地における賃借人及び賃借権の範囲が特定できなかった」（原告準備書面10 4頁）等と主張している。

そのとおりであるとすれば、杜撰きわまりない。

(3) しかし実際は、公団は、1969年3月に根本和之助から土地建物及び農地を買収した（乙87、乙88）。したがって、それ以前から公団は根本に聞き取りを行い、70年には41番の土地について3人の賃借人（根本、石橋、市東）の賃借地の場所を把握し、地積測量図に（1）（2）（3）と分割して記載していたのである（甲29の1）。

甲30（別紙2）は、その地積測量図をつなげた図面であるが、甲30の（2）は4423.98m² [= 3995.58 m² + 428.40 m²] であり、空港公団が1987年に収用裁決申請を変更して市東氏の小作地と認定した甲16（別紙3）の①⑤の市東小作地4423.9982m² [= 3096.7976 m² + 1327.2006 m²]

と面積が同一である。

したがって、原告が1970年11月の収用裁決申請段階で、甲30の(2)場所を市東小作地と認識していたことは明らかである。

2 84年地積測量図(甲16)、87年収用裁決申請書変更の事実は、被告の主張を裏付けている。

(1) 空港公団は、1987年に、賃借人の存在を無視した1970年11月の収用裁決申請書(甲72の2)の変更申立をせざるを得なくなった。

そのとき使用したのが甲30を引き写した甲16の図面である。

甲16は、1984年2月15日、藤崎(小沢土地家屋調査士)作成にかかる地積測量図であり、藤崎所有の41番を41の1ないし7に分筆したものである。

その趣旨は、根本和之助、石橋政次、市東東市の各賃借地の場所を特定し、藤崎が賃借人に一定割合の土地を与えて賃借権を解消し、残りを公団に譲渡するために分筆したのである(被告準備書面(8)参照)。

賃借地の状況、範囲については、上記のとおり、土地買収交渉に伴い土地所有者らから詳細に事情を聴取し、1970年当時の賃借状況を反映してこの地積測量図が作成されたのである。

(2) そしてこの地積測量図によると、分筆された41番4及び41番5(D+E)が市東の賃借地であり、これを地主7割(41番4)対市東3割(41番5)で分けるように分筆されている(なお、藤崎と公団の売買契約書(甲36)でも市東の賃借権は約3割と記載されている)。

このD+Eは1927年~1971年までの東市耕作の「関係土地図」(別紙1)のA部分、B部分とも一致しているのである。

こうして1987年4月24日、公団はこの地積測量図に基づき、収用裁決申請書の記載事項の変更申立を行い、そこにおいて「成田市天神峰字南台41番地4及び同番地5の土地にかかる

市東東市 変更事項 追加・・・賃借権」と明記してA部分、B部分が市東の賃借地であることを確認し、その前提で収用裁決申請を行ったのである(甲47)。

(3) 本件文書提出命令で提出された1987年10月20日付けの運輸省航

空局新東京国際空港課に提出するための本件土地の取り扱い状況の報告文書（乙85）の1枚目によると、

「(2) その後本件土地の買収交渉に伴い詳細に調査した結果、本件土地については昭和13年頃から3人の賃借権者（石橋政次、根本和之助、市東東市）が耕作を続けてきていることが判明したことから」「土地所有者は、各々の賃借権の範囲を登記簿上も明確にする等の考え方から、59年5月、本件土地を7筆に分筆しており、収用委には61年6月その旨の報告を行っている。」「また、賃借権者3名は、市役所で調査したところ、農地法3条の許可を受けているとの確証が得られず、農地法等関係法令を調査したところ、昭和21年以前の賃貸借であれば、農地法等関係法令の許可がなくとも法的には有効であることが判明したため、本年4月石橋政次、根本和之助、市東東市の3名を関係人として追加する旨の変更報告を行っている。なお、再度市農業委員会に本件小作関係を照会した結果、この度、市東一人のみ届け出許可されているのが判明した」と記載されている。

このように、空港公団は、1984年から1987年にかけて本件小作地について調査しており、市東小作地の範囲も明確にしていたことは明らかである。

3 原告の理不尽な主張

この点について原告は、「藤崎により甲16が作成されたことから、原告は同書面に基づき昭和62年4月24日付で変更申立書を作成した」等との事実を認めながら、「昭和63年4月以降、甲8、9の別添図面の位置であると認識している」などと自らの収用裁決申立における位置の特定を覆すに至ったのである。

しかしその過程について原告の合理的説明はないばかりか、肝腎の藤崎とのやりとりや賃借地の確認等の経緯が記載された文書類の提出を裁判所の提出命令が確定したにもかかわらず、傲然と拒否していまだに提出しようとしている。

このような原告が主張する本件賃借地の特定に客観的合理性がないことはもはや明白である。

第3 甲15等の航空写真に写った石橋屋敷林の存在は、41番9（E1の土地） が石橋賃借地であり市東賃借地でないことを裏付けている

1 ここでは更に、歴代の航空写真を手掛かりに、土地利用の実態面から原告主張の「南台41番9」（関係土地図（別紙1）のE1部分）が、被告の借地ではなかったことを明らかにする。

着目すべきは、「南台41番9」の隣接地である石橋家の屋敷林である。

2 石橋家の屋敷林について

(1) 北総台地には、家屋の周りを屋敷林で囲った特徴的な農村風景が広がっている。これは、季節風が強く、土ぼこりが舞う自然条件から家屋を守る防風林である。石橋家は1914（大正3）年ころ、石橋高次（石橋政次の父）が天神峰に入植し、家の四方を、杉・松・カシ等の常緑樹やケヤキなどを主体とした屋敷林で囲った。被告の祖父の市東市太郎が天神峰（現在地）で明治45年から経営する店舗の「大福張」（乙89）に、「石橋高次」に対し、同年12月17日から掛けで酒・さかな・豆腐などの商品を販売していることが記載されているので、その頃までに石橋家は天神峰に入植していた。

(2) 1927年頃には、石橋家が訴外藤崎より41番の土地を賃借した後、風の強い北側の常緑樹の外側の41番の土地に竹（真竹・孟宗竹）を植えた。その後更に、石橋家は竹の北側に低い樹木を植えている。

(3) 遅くとも1945年の敗戦前には、石橋家の北側の竹林等を含む屋敷林は出来上がっていた。

3 1970年の航空写真と石橋屋敷略図

(1) 航空写真是その状況をよく現している。

提出された航空写真是、1947年、67年、68年、69年、70年2月、70年8月、84年、88年であるが、それらは全て上記のことを示している（被告準備書面（15）の第2、および被告準備書面（17））。

(2) その状況をよく現す例として、ここでは、1970年8月24日撮影の航空写真（甲15）（別紙4）を示す。

石橋家の屋敷林は、竹や低木が「41番9」に当たる土地に大きくはみ出し、石橋宅地（42番）と一体的に利用されていることが分かる。また、はみ出した屋敷林の西側部分は、そのさらに西側の畠（石橋賃借地）や42番の畠と作付けが同一である。これらの状況は「41番9」が石橋家の借地であることを裏付けている。

- (3) これをもとに、石橋家の屋敷内と屋敷林の配置図を作成すると、「石橋屋敷略図」（別紙5）のとおりとなる。

4 航空写真と原告反論の失当性

- (1) ところで、原告は「準備書面8」において、南台41番と40番の耕作実態の変遷を別紙図面として添付した。この変遷図において「41番9」に当たる場所「E1」を市東耕作地としているのは、訴外東市による契約時の昭和25年だけである。他は全て石橋耕作地としている。
- (2) これについて「訴外東市が同藤崎の承諾なく耕作場所を変更するという事態が生じている」とし、そうである以上、「石橋家の屋敷林の状況は、被告の賃借地の特定とはなり得ず、被告の主張は失当である」（原告準備書面（17））などと主張した。
- (3) しかし、「41番9」に当たる「E1」に屋敷林がはみ出しているのは、訴外東市が藤崎氏と農地賃貸借契約（甲20）を締結した1950（昭和25）年以前からの事である。

1947（昭和22）年10月25日撮影の航空写真（乙52）（別紙6）が、このことを歴然と示している。

すなわち、これによると屋敷林が「41番9」の東側半分ほどまではみ出している。

- (4) この1947年撮影の航空写真について、原告は「北側に樹木の影がのびており、耕作地と樹木の境目が鮮明ではない」（原告「準備書面17」）などと主張した。
- (5) これは強引な、いかにも付会的議論であるというほかないのであるが、写真の精度は悪いが、1948年撮影の航空写真も同様に屋敷林が歴然としている。

なお、念のために事実を明らかにすべく、被告は、1967（昭和42）

年2月14日撮影の航空写真(乙54)（別紙7）と1967（昭和42）
年3月19日撮影の航空写真(乙63)（別紙8）と1971（昭和46）
年2月4日撮影の航空写真(乙64)（別紙9）をみてみよう。

- (6) この写真によれば、いずれも西日によって影が東に延びているため北側に影が伸びていないないので、屋敷林が「41番9」に当たる土地に広がっていることが明らかである。
- (7) 以上の事から、訴外石橋が成田市天神峰42番地に入植して家を建築し、屋敷林を設けたところから、「41番9」(E1)の土地は、石橋賃借地であったものと確実に推認される。

5 結論

「南台41番9」が、被告市東の賃借地ではなく、訴外石橋の賃借地であることは、以上のとおり航空写真からも明らかである。

（以下、余白）

第4 元永メモは1988年3月当時の訴外東市の南台41番の小作地に関する供述を記載したもので、甲42の1の恣意的解釈を許さない重要な資料である

1 はじめに—乙15号証は本件賃借地に関する訴外東市自身の供述である

- (1) 乙15号証の「小作地について」と題する書面は、1988年3月19日、当時空港反対同盟の法対部を手伝っていた訴外元永修二が作成した文書である（以下、単に「元永メモ」という）。

元永メモには、成田市天神峰字南台41番に権利を持つ小作権者らの「賃借地の場所」や「賃借権設定の経緯」等に関する、本件裁判にとって極めて重要な情報が記載されている。

- (2) 上記の元永メモに記載された賃借場所や賃借権設定経緯等に関する情報は、小作権者の一人である訴外東東市が、1987年12月から1988年3月にかけて、南台41番に関する当時の体験・認識を数回にわたり訴外元永に供述した内容を同訴外人が整理し、最終的に訴外東市に確認してもらって完成させたものである。

したがって、元永メモは、訴外東市の南台41番の賃借場所や賃借権設定経緯に関する供述であり、極めて高い証拠価値を持っている。

2 訴外元永が元永メモ(乙15)を作成した経緯

- (1) 訴外元永は、1970年代から空港反対運動の支援者として成田市天神峰に住み、1980年頃から空港反対同盟の法対部の仕事を手伝っていたが、天神峰部落の反対同盟員である訴外東市とは既知の間柄だった。

訴外東市は、二期工事差止訴訟の原告で、1987年12月4日に千葉地方裁判所で原告本人として供述した（2回目は、翌88年3月12日）。その頃、訴外元永は、同裁判の準備のために訴外東市と頻繁に会っていた。

- (2) 1987年12月26日、訴外東市が地代を支払うために地主の訴外藤崎政吉（成田市取香）を訪問した際、訴外元永は、車に訴外東市を乗せて藤崎方（店舗）に向かった。

なお、その際、訴外東市は、地代の領収書を持参したが、その領収書には予め訴外元永が「但書き」や「日付け」を記入した（同訴外人が但書き等を記入した領収書の写しが甲42の1の1枚目に貼られている）。

訴外東市と訴外元永が藤崎方を退出した直後、訴外東市は、「藤崎はホテルがうまくいかなかったからだいぶ困っているらしいな。藤崎から南台の借地について所有権にするから3割でどうかという話しがあった」と訴外元永に述べた。

(3) 訴外元永は、訴外藤崎が訴外東市に対して空港敷地内の小作権を買収する提案をしたのは極めて重要な空港公団動向なので、訴外東市と協議して直ちに空港反対同盟の北原事務局長と萩原進事務局次長に上記の訴外藤崎の動きを報告した。

訴外元永は、北原及び萩原から、訴外東市の南台の小作権取得の経緯などを訴外東市本人から詳しく事情を聞き調査すること、南台41番の小作地について登記所から登記簿謄本や公図を入手したり、成田市農業委員会で小作台帳等を調査し、畠の現場確認も行うことなどの指示を受けた。

(4) 訴外元永は、上記(2)(3)の経緯で、1987年12月末から翌88年3月19日まで、訴外東市から事情を聞くと同時に、様々な資料を入手して、乙15号証の「小作地の件について」と題する報告書を作成した。

訴外元永は、同報告書の完成後、上記の北原及び萩原に提出した。

3 乙15号証に記載された訴外東市の南台41番の小作地に関する供述

元永メモには、次のような訴外東市の南台41番の小作地に関する重要な供述が記載されている。

① 1枚目の「4 地図」に、南台41番の小作地の地図（別紙11）が掲載されて、その地図には、各小作権者の賃借地の場所が①ないし⑩で場所を特定して記載されている。

上記の地図では、南台41番に関する訴外東市の賃借地の場所は、①の場所と⑩の場所として特定されている。

上記①は、関係土地図（別紙1）のAの場所に、また上記⑩は関係土地図のBの場所にそれぞれ相当する。

念のため述べると、以上のとおり、南台41番の訴外東市の賃借地は、関係土地図のA及びBであることが明らかであり、この点は決定的な意味を持つが、同時に、このことを訴外東市自身が明確に供述していることが重要である。

- ② 南台41番に関する訴外東市の賃借地は、もともと訴外東市の父親（訴外市東市太郎）が、まず昭和の初めに関係土地図のAの場所を賃借し、その後（戦前）に同図のBの場所を賃借したものである。
- ③ 南台41番に権利を持つ小作権者らは、訴外東市と訴外石橋政次、訴外根本庫之助及び訴外鈴木勘一の計4名で、各賃借地及び賃借面積は、次のとおりである。
- (1) 市東東市：賃借地は計4反7畝で、2反と2反7畝の2区割り。
上記2反の場所は、別紙11のⒶであり、関係土地図のAである。
上記2反7畝の場所は、別紙11のⒷであり、関係土地図のBである。
- (2) 石橋政次：賃借地は計6反で、4反3畝と1反7畝の2区割り。
上記4反3畝の場所は、別紙11のⒸであり、関係土地図のE1及びE2である。
上記1反7畝の場所は、別紙11のⒹであり、関係土地図のCである。
- (3) 根本庫之助：賃借地は2反3畝。
上記場所は、別紙11のⒺであり、関係土地図のFである。
- (4) 鈴木勘一：賃借地は1反1畝。
上記場所は、別紙11のⒻであり、関係土地図のDである。
- ④ 訴外東市と訴外石橋の間で、「昭和40年代に」、訴外東市が賃借し耕作していた関係土地図のAの場所と訴外石橋が賃借し耕作していた関係土地図のCの場所を、相互の間で交換したことが記載されている。
上記耕作地の交換が、石橋より農道がないため耕作しづらいので交換してほしいとの申し出を受けたためである旨が記載されている。
なお、上記交換時、関係土地図のDの場所を鈴木が耕作放棄していたので、訴外東市は、石橋、藤崎と確認して農道北側の3区画を耕作するようになり、1988年3月に至っていた。

4 乙15は、1988年3月19日の完成時に、訴外東市によって内容を点検されてより正確なものとなった。

(1) 訴外元永は、訴外東市自身が書いた図面に基づいて、乙15の1枚目の「4 地図」の通り、各小作権者の賃借地の場所について、①ないし⑧の記号を付けて清書し、これを3月19日に訴外東市に最終確認をしてもらった（乙16）。

このように賃借地の場所に関する記載は、訴外東市によって正しい旨が確認されたと言える。

(2) 訴外元永は、各小作権者の賃借地の面積については、3月19日に訴外東市に最終確認をしてもらった際に、⑦の石橋「8反」を「4反3畝」に訂正し、⑨の根本「4反5畝」を「2反3畝」に訂正した（乙16）。

上記の賃借面積は、訴外東市の最終の点検作業で正確なものとなった。

なお、小作権者名についても、3月19日の最終確認の際、訴外東市は、⑧の「田端」を「鈴木」に訂正した。

5 甲8・9添付の図面は、訴外藤崎と原告が合作して作ったデタラメな虚偽文書

(1) 原告は、訴外東市が、自分の賃借地について、訴外藤崎に甲8・9別添の図面のとおり説明した旨を主張し、その根拠として甲42の1（2枚目）の図面の存在をあげる（原告準備書面(8)3頁）。

しかし、訴外藤崎が作成した甲42の1の図面は、「田端」（鈴木の屋号）の土地の位置が間違っている（被告の細長い2反7畝の賃借地との間に実際には存在しない土地があるように描かれている）など著しく不正確なものである。

従って、同図面中の訴外東市の賃借地を指す「二反（市東）」を41番9の位置と解することは明らかに恣意的な解釈で許されない。

(2) ところが、原告は、「二反（市東）」と「石橋A」の交換、その次に「石橋A」（但し訴外東市が耕作）と「石橋B」の交換と2段階の耕作場所の交換を主張する。

しかし、甲42の1の図面には、「石橋B」の土地に棒線を引いて「内緒で市東」と書かれ、他方で「二反（市東）」の土地にも棒線が引かれて「内

緒で石橋」と書かれている。

従って、甲42の1の図面に書かれている耕作場所の交換は、「石橋B」と「二反（市東）」の交換という1回の交換しか書かれていないと解するのが最も自然である。

甲42の1の図面の記載の解釈として、わざわざ2段階の交換が行われたと解するのは、文言の解釈の限度を超えていいる。

1回の交換の場合、「石橋B」は関係土地図のCの土地で、Cの土地と交換したのは関係土地図のAの土地だけであるから、「二反（市東）」は関係土地図のAの土地だということになる。

(3) では、何故、甲8・9添付の図面がつくられたのか。

その原因は、訴外藤崎が、自らの代替地交渉を有利に進めんがために、“甲42の1の図面は甲16の地積測量図と異なる”“甲42の1の図面は甲8・9添付の図面と同じである”とごねて強引な内容を主張し、これに空港公団が迎合したことがある。

因みに、1988年1月28日に訴外藤崎は航空公団と代替地取得などを内容とする「覚書」(甲71)を締結している。

こうして訴外藤崎と空港公団の謀議に基づく合作として、甲42の1の「二反（市東）」の賃借場所を41番9とする重大な間違いを発生させたのであるが、後述するとおり空港公団は膨大な資料を持っており、訴外東市の賃借地の場所に関する真相を把握していたのであるから、空港公団の責任は訴外藤崎に比して何万倍も重く、かつ悪質である。

(4) もともと空港公団は、成田空港建設のために法を無視して買収と収用による用地取得を行っている事業主体である。農地の地主や賃借権者から貪欲なまでの情報収集を日々行っている。

現に、空港公団は、甲29の1、甲30、甲16及び甲47の各書証に明らかのように、訴外東市の賃借地が関係土地図のAとBであることを明確に認識していた。

また加えて、訴訟の途中で、特筆すべき証拠が発見された。文書提出命令申立の手続きの中で、訴外東市の賃借地の場所を明確に特定する超一級の重要書類の存在が明らかになった。

即ち、運輸省宛に空港公団が作成した1987年10月20日付けの文書、

乙85の「当初の耕作地（昭和13年～45年）」（5-1。別紙14）及び「小作地位置図（当初の耕作地）（昭和13年～45年）」（5-2。別紙15）がそれである。

これらの書証には、1938（昭和13）年ないし1970（昭和45）年の期間、訴外市東が関係土地図（別紙1）中のA・Bを耕作し、石橋がC・Eを耕作し、根本がFを耕作し、訴外市東と訴外石橋がAとCの耕作地を交換し、1971（昭和46）年ないし1987（昭和62）年の期間、訴外市東がBCDを、訴外石橋がAEFを耕作していたことが明確に記載されているのである。

(5) 要するに、一方で、地主の訴外藤崎は、自分が作った甲42の1、特にその2枚目の不正確極まりない図面を使って、空港公団相手に見え見えの手口でごねまくり、代替地交渉を有利に進めようとした。

他方、空港公団は、訴外東市の賃借地が正確には関係土地図のA・Bであることを熟知しながら、訴外藤崎に迎合して、真実とは異なる訴外東市の賃借場所を記載した地図つくりに奔走したのである。

上記の経過は、乙76号にある訴外藤崎の「こんな図面、こうじゃないか、ああじゃないかと言ってつくった図面ですよ」という発言や「図面中の土地の形状には意味がない」旨の発言から、容易に推測することができる。

こうして出来た地図が甲8・9添付の図面であり、まさに訴外藤崎と空港公団が予めデタラメなことを熟知した上で作られた内容虚偽の文書に他ならない。

6 元永メモは甲42の1(藤崎メモ・手書図)に関する原告の恣意的解釈を許さない

(1) 原告は、上記5で述べたような甲8・9添付の図面のデタラメさを熟知した上で、そのデタラメさを隠蔽するために、甲42の1に関する恣意的な解釈を行っている。

そこで、以下では、訴外東市の賃借地に関する供述を記載した乙15と甲42の1の記載内容を対比して示し、原告の甲42の1に関する上記の恣意的な解釈を批判する。

(2) 乙15と甲42の1の記載内容を表で対比する。

◆ 元永メモ(乙15)と甲42の1の対比表 (○×は記載の有無、△は不明確を示す)

番号	訴外東市の賃借権に関する項目	乙15 (全部で5枚)	甲42の1 (全部で2枚)	原告の主張
①	地主から訴外東市への分割案の提示	○ 「9 地主の最近の動向」に、地主より 7 対 3 の割合で分割の提案の記載あり。	○ メモに、石橋方式で 3 分の 1 を訴外市東の名義にする旨の提案あり。	
②	賃借地の賃借経緯（特に区割りについて）	○ 「5 小作権設定の経過」に、①の土地 2 反、②の土地の東側 1 反歩、その後西側 1 反 7 畝と 3 区割りの記載あり。但し最初の聞取り。	○ 図面に、「1 反 7 畝」「1 反」「2 反」という 3 区割りの記載あり。	
③	賃借地の耕作の交換（市東・石橋の間の交換）	○ 「6 小作権の現状」に、交換の動機と経緯の記載あり。 「昭和四〇年代に①市東二反と③の石橋一反七畝を交換して耕作した」と、交換は 1 回と書かれている。	△ 図面に、交換の動機と経緯の記載あり。 「二反（市東）」に「内緒で石橋」と、「石橋 B」に「内緒で市東」と書かれている。交換が 1 回か 2 回かは記載なし。	市東・石橋間で、2回にわたり耕作地が交換されたと歪曲。
④	賃借場所の特定（特に 2 反の賃借地について図面での特定）	○ 「4 地図」に、2 反の賃借地は①として明確な場所の記載あり。	△ 図面に、2 反の賃借地は「二反（市東）」とあるが、明確な場所は不明。	「二反（市東）」を「41番 9」と歪曲。
⑤	賃借場所の確認（特に 2 反につき、甲 8・9 作成時期の確認）	○ 「9 地主の最近の動向」に、①と②の部分であることを地主・小作間で確認したと記載あり。	✗ 訴外東市の確認作業が行われたとの記載は全くない。	「二反（市東）」を「41番 9」と歪曲。

次に、上記の対比表の内容について若干補足する。

ア 項目①について

乙15の4枚目の「9、地主の最近の動向」に、「昭和62年12月地主より小作地4反7畝について地主と小作で7対3の割合で分けてくれと申込みがある。」と記載されている。

他方、甲42の1（1枚目）にも「私の仕事上行詰った事情を説明。

（中略）石橋方式で1／3市東さんの名義にすることを提案」と書かれている。

イ 項目②について

乙15の2枚目の「5 小作権設定の経過」に、「昭和はじめ、①の土地2反を小作し、その後、②の土地の東側1反歩、その後西側1反7畝を小作した。」と記載されている（但し、完成日の3月19日に、「東側1反歩、その後西側」の部分は上から棒線で消され、次の「一反七畝」の文字の「一反」に横線一本を加筆して「二反」と書き換えられている）。

他方、甲42の1の2枚目の略図でも、訴外東市の賃借地は、「1反7畝」「1反」と「2反」の3つの区割りに分けて書かれている。

ウ 項目③について

乙15の2枚目の「6 小作地の現状」に、「石橋より農道がないため耕作しづらいので交換して耕作してほしいという申し入れがあり、耕作地を交換した経緯がある」と記載されている。

他方、甲42の1の2枚目の図面の図脇に（別紙10）、交換理由については、「石橋氏赤線の処を渡らねばならないので内緒でこうしてしまったと」と書かれている。

エ 項目④について

乙15の1枚目の「4 地図」に、訴外東市の賃借地について、農道の南側に①として2反の賃借地が記され、農道の北側に②として2反7畝の賃借地が記されている。

上記の①が関係土地図のAの場所で、上記の②が関係土地図のBの場所であることは一目瞭然である。

他方、甲42の1の2枚目の図面には、上記②に対応する場所に「一

反（市東）」「一反七畝（市東）」、計2反7畝の賃借地が書かれている。しかし、「二反（市東）」の場所は、上記の「一反（市東）」「一反七畝（市東）」と離れており、その空間部分に「石橋 A」という文字が記載されている。

但し、甲42の1の2枚目の図面には、鈴木の屋号である「田端」の名前が記載され、同人の土地の場所が書かれているが、上記の「一反（市東）」「一反七畝（市東）」と離れて書かれている。このように訴外藤崎が書いた略図は、著しく不正確な図面となっており、上記の「二反（市東）」の場所を確定することは困難と言わざるを得ない。

従って、2反の賃借地は、一応、「二反（市東）」として書かれていると言えるが、その賃借地の場所は特定されていないと言うべきである。

才 項目⑤について

乙15の4枚目の「9 地主の最近の動向」に、1987（昭和62）年12月、「地主より小作地4反7畝について7対3の割合で分けてくれとの申し込み」があり、1988（昭和63）年2月に訴外東市が断ったところ、「同年3月、地主より、小作地の場所の確認を申し込まれ、①と②の部分であることを地主・小作間で確認した。」と記載されている。

さらに、続けて「3月10日」として、「地主が①と②の境界とおぼしきに所に木杭6本打つ。その旨電話で報告してきた。」と記載されている。

他方、甲42の1には、訴外東市の確認作業が行われたとの記載は全くない。

(3) 上記の対比表は、乙15の記載が、原告の甲42の1に対する原告の恣意的な解釈を許さないことを明らかにしている。

即ち、対比表の中の次の3か所が特に重要な意味を持っている。

(ア) 対比表の項目③について

これは、「賃借地の耕作の交換（市東・石橋の間の交換）」に関する対比であるが、甲42の1では、「二反（市東）」に「内緒で石橋」と書かれ、また「石橋 B」に「内緒で市東」と書かれているが、その交換が原告主張のような2段階の交換と解釈できる根拠は何も書かれていません。

むしろ、前述したように、甲42の1の記載は、1回の交換と理解するほうが自然なのである。

他方、乙15の記載は、明確に1回の交換であることを記載している。

(イ) 対比表の項目④について

これは、「賃借場所の特定（特に2反の賃借地について図面での特定）」に関する対比であるが、甲42の1では、2枚目の図面に、2反の賃借地について、「二反（市東）」という記載はあるが、その場所は図面全体の不正確さの故に特定不可能である。

他方、乙15では、1枚目の「4 地図」に、2反の賃借地は①の場所（つまり農道に接した、その南側の位置）として特定されている。

(ウ) 対比表の項目⑤について

これは、「賃借場所の確認（特に2反につき、甲8・9作成時期の確認）」に関する対比であるが、甲42の1には、訴外東市の確認作業が行われたとの記載は全くない。

他方、乙15は、4枚目の「9 地主の最近の動向」に、①と②の部分であることを地主・小作間で確認したと記載がある。

(4) 以上で検討した3つの項目に関する乙15と甲42の1の対比を見るならば、乙15の証拠価値の高さは明らかであり、乙15の記載内容を無視した主張は虚構の作文に過ぎない。念のために、以下に原告の虚構の主張点を確認しておく。

- ① 原告の主張しているような、甲42の1を手がかりとして、訴外東市の2反の賃借地の場所を「41番9」とすることは、乙15の記載の内容と矛盾しており許されない。
- ② また、原告が主張しているような、甲42の1を手がかりとして、訴外東市と訴外石橋の間で2段階の耕作地の交換があったと解することも、乙15の記載の内容と矛盾しており許されない。
- ③ 原告が主張しているような、訴外東市が甲8・9の訴外東市の署名があることを根拠に、訴外東市が甲8・9添付の図面中の41番9に相当する場所を自分の賃借地と認識していたと解することも、乙15の記載の内容と矛盾しており許されない。

6 結語にかえて

以上の検討から、甲8（同意書）及び甲9（確認書）に添付された地積測

量図と題する図面（別紙12）や甲17（1988年8月4日付けの地積測量図（別紙13））の元になった甲42の1の2枚目の略図は、真実を反映しておらず誤謬に満ちたものであることは明らかである。

従って、訴外東市の南台41番に関する2反の賃借地の場所は、真実は関係土地図のAに他ならず、原告がこの真実を無視して「南台41番9」としているのは根拠が無く完全に誤っている。

（以下、余白）